

第 18 回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日	令和 4 年 1 月 21 日
時 間	午前 10 時～12 時
会 場	京都市役所本庁舎 1 階 第 3 会議室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 委員紹介、会長・副会長の選出 資料 1

3 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について 資料 2
(過料徴収区域及び件数、啓発の取組、定点調査の状況、改正健康増進法)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響等について 資料 3

4 報告

- (1) JR 西大路駅喫煙場所の移転について 資料 4

5 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

(参考) 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿 (令和3年8月10日時点)

(敬称略・五十音順)

	氏 名	役 職 等
委員	あがき ひろかず 東 広和	京都市立中学校PTA連絡協議会会計
〃	うえだ てるお 上田 照雄	京都商店連盟副会長
〃	おかもと あきこ 岡本 昌子	京都産業大学法学部教授
〃	ささき みちたか 佐々木 道高	市民公募委員
〃	すずき としお 鈴木 敏夫	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	たけたに しずる 竹谷 静流	市民公募委員
〃	たみや のぶよ 田宮 暢代	洛和会音羽病院呼吸器内科副部長
〃	ふしみ こうじ 伏見 康司	弁護士

第 18 回 京都市路上喫煙等対策審議会

資料一覧

- ・資料 1 京都市路上喫煙等審議会及び会長・副会長の選出について 1
- ・資料 2 路上喫煙対策の取組について 3
- ・資料 3 新型コロナウイルス感染症の影響等について 9
- ・資料 4 JR 西大路駅喫煙場所の移転について 11

京都市路上喫煙等審議会及び会長・副会長の選出について

1 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(抜粋 全文は別紙 1 参照)

(審議会)

第 7 条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第 8 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(抜粋 全文は別紙 1 参照)

(審議会の会長及び副会長)

第 5 条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

路上喫煙対策の取組について

1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成 19 年 6 月 1 日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内 3 箇所の過料徴収区域（路上喫煙禁止区域）においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者から千円の過料を徴収しております。

このほか、路上喫煙禁止ステッカーや路面シートなど、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、路上喫煙者は減少しています。

2 取組

(1) 過料処分について

ア 過料徴収区域（路上喫煙禁止区域）の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙 2 参照）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定しています（別紙 3 参照）。

イ 路上喫煙等監視指導員の巡回

・ 人数 : 8 名（令和 4 年 1 月時点）

交代制勤務で 1 日につき 4～8 名勤務。1 班 2, 3 名体制で巡回。

・ 実施日 : 年末年始を除く毎日。

・ 巡回時間 : 7:30～18:00 が中心。月に数回、～19:10 にも実施。

ウ 過料処分件数の推移と違反者の傾向

令和 2 年度の処分件数は 424 件（令和 3 年 12 月末現在 297 件）。平成 24 年度 6,794 件（令和元年度は 825 件）をピークとして減少を続けています。違反者の傾向は、取組当初からの傾向として男性が多く、近年では外国人の割合も増加傾向にありましたが、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症の影響で激減しております。（別紙 4 参照）。

(2) 公設喫煙場所の設置

ア 整備の目的

喫煙者と非喫煙者の共存、周辺のたばこのポイ捨ての減少、喫煙マナーの向上等を目的として、条例制定時の市議会の付帯決議及び審議会の答申（別紙 2 参照）に基づき設置しております。

イ 設置経過

過料徴収区域を中心に、これまで 18 箇所の公設喫煙場所を設置しております。

	喫煙場所名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成20年 5月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成23年 6月
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成24年 1月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成24年 2月
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成25年 3月
8	京都駅八条東口	平成26年 4月
9	J R山科駅前北広場	・平成26年10月 ・平成30年12月 （敷地を拡大）
10	J R西大路駅南側	・平成26年10月 （移設に伴い撤去） ・令和 3年12月 （移設に伴い新設）
11	高台寺公園内	平成27年12月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R桂川駅前	・平成27年12月 ・平成30年12月 （敷地を拡大）
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成28年12月
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成29年 3月

(3) 広報

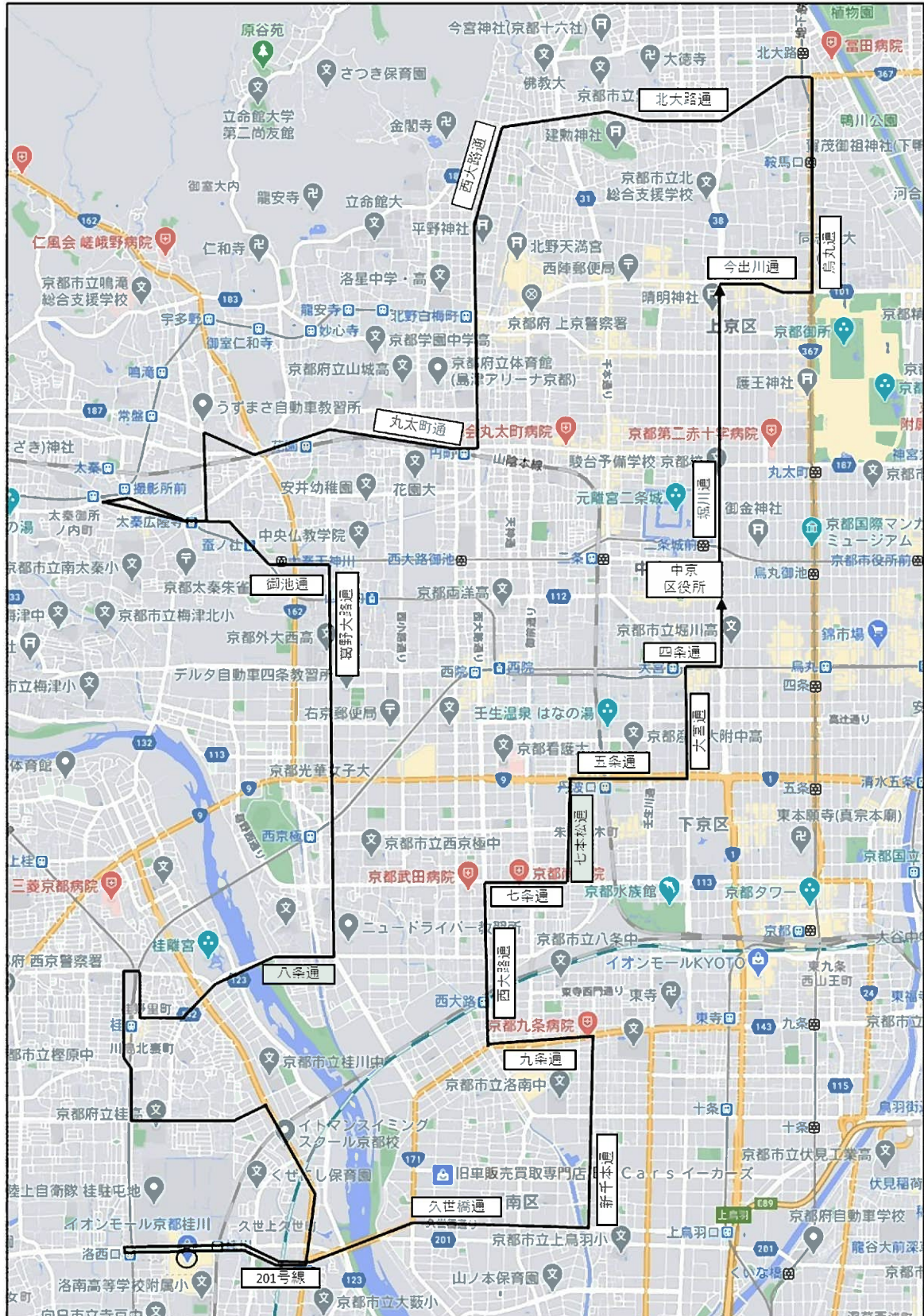
チラシ・ポスター等の印刷物をはじめ、民間広告媒体の活用など、さまざまな機会を通じて広報を行っております（別紙5参照）。

(4) 過料徴収区域外での取組

区域外において、条例の認知度が高いとは言えず、市民や観光客等からの苦情等が多いため、令和元年度から過料徴収区域外や苦情報告の多いエリアでの街頭啓発と巡回を行っております。

ただし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策として街頭啓発を中止し、拡声器付き公用車を用いた音声放送による啓発を実施しております。

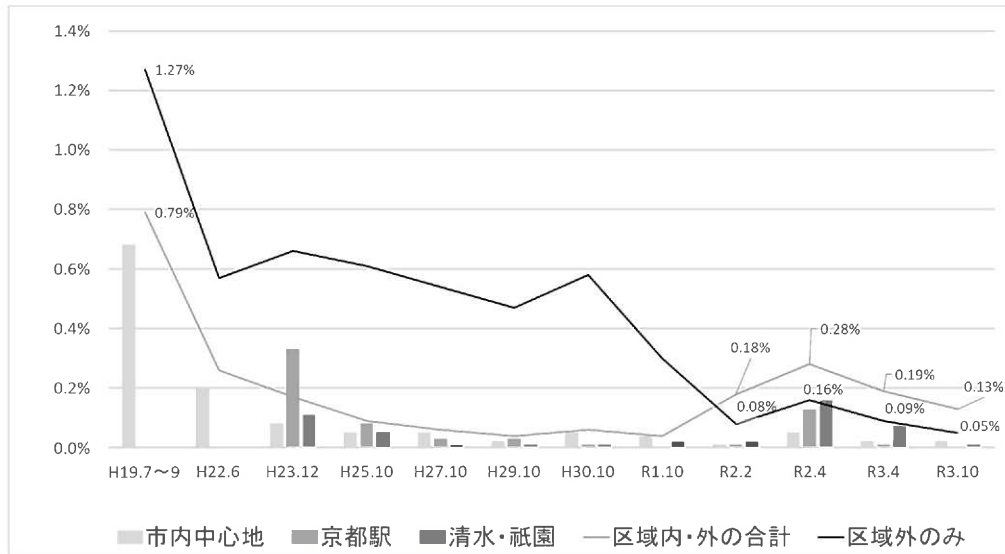
【公用車を用いた音声啓発コース例】



3 路上喫煙率の推移

過料徴収区域を中心に 60 箇所のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査しております。※令和元年度までは 30 箇所で実施。(別紙 6 参照)

範囲	H19.7～9	H22.6	H23.12	H25.10		R2.2	R2.4	R3.4	R3.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%	～	0.01%	0.05%	0.02%	0.02%
京都駅	—	—	0.33%	0.08%		0.01%	0.13%	0.01%	0.00%
清水・祇園	—	—	0.11%	0.05%		0.02%	0.16%	0.07%	0.01%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%		0.18%	0.28%	0.19%	0.13%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%		0.08%	0.16%	0.09%	0.05%



4 たばこに関連する状況の変化

(1) 喫煙者の動向

喫煙率は年々低下傾向にあります。厚生労働省が毎年実施している「国民健康・栄養調査」(別紙 7 参照)によると、20 歳以上で「習慣的に喫煙している者」の割合は平成 19 年調査で男性 39.4%、女性 11.0%でしたが、令和元年調査では男性 27.1%、女性 7.6%となっています。

(2) 厚生労働省による受動喫煙対策の進展

健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和 2 年 4 月 1 日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となっております。(別紙 8 参照)

(3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関、団体がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっています。

(4) 加熱式たばこの普及 (別紙 9 参照)

加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。加熱の方法や温度などは製品ごとに

異なります。

「国民健康・栄養調査」によると、加熱式たばこの使用者は男性 27.2%，女性 25.2% であり、年齢別使用割合が高いのは、男性・女性とも 30 代で、それぞれ 35.7%、50% となります。

加熱式たばこについては、受動喫煙による科学的な健康被害への影響が不確かであり、他都市でも過料の徴収を行わない自治体が多数を占めるため、本市においても路上での加熱式たばこ喫煙者に対しては過料を科すことなく、指導に留めることとしております。

今後も他都市の動向、新たな研究結果に注視しながら、検討を継続する必要があります。

5 路上喫煙に関する御意見・要望等の内訳（市長への手紙等を含む）

(1) 受理件数

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）：329 件

令和 3 年度 12 月末時点（令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 28 日）：191 件

(2) 分類別受理件数

○令和 2 年度

総計		329
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		94
	うち、タクシー運転手	15
取組の推進要望		92
	うち、禁止区域の拡大	15
	うち、巡回指導の拡充	24
	うち、罰則の強化	11
	うち、標示類の充実	17
	うち、周知啓発	25
施設等の苦情		57
	うち、民間施設	43
	うち、飲食店	17
	うち、コンビニ	12
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	4
	うち、公共施設	14
	うち、公園	9
公設喫煙場所		100
	うち、苦情	5
	うち、撤去要望	69
	うち、改修要望	6
	うち、一時閉鎖関連	11
	うち、増設要望	4
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	22
	うち、京都駅喫煙場所（7か所）	11
	うち、中書島喫煙場所	1
	うち、桂川駅喫煙場所	22
	うち、東塩小路公園喫煙場所	3
	うち、西大路駅前喫煙場所	4
	うち、西木屋町喫煙場所	4
その他		31

○令和 3 年度

総計		191
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		89
	うち、タクシー運転手	9
取組の推進要望		29
	うち、禁止区域の拡大	3
	うち、巡回指導の拡充	5
	うち、罰則の強化	2
	うち、標示類の充実	6
	うち、周知啓発	4
施設等の苦情		34
	うち、民間施設	24
	うち、飲食店	16
	うち、コンビニ	0
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	6
	うち、公共施設	4
	うち、公園	2
公設喫煙場所		42
	うち、苦情	16
	うち、撤去要望	12
	うち、改修要望	1
	うち、一時閉鎖関連	5
	うち、増設要望	2
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	3
	うち、京都駅喫煙場所（7か所）	16
	うち、中書島喫煙場所	1
	うち、桂川駅喫煙場所	4
	うち、東塩小路公園喫煙場所	1
	うち、西大路駅前喫煙場所	3
	うち、西木屋町喫煙場所	5
その他		5

※分類数は御意見・要望内容によって重複計上あり。

新型コロナウイルス感染症の影響等について

1 主な経過

令和 2 年 1 月	京都市で 1 例の感染者を確認。感染症対策本部を設置 (3 月下旬～4 月下旬にかけ、新規感染者数が増加)
4 月	京都府が緊急事態宣言の対象地域に指定された。
令和 2 年 3 月末～6 月	全ての喫煙場所を閉鎖 利用者が距離を取れるよう誘導する標示類を増設し、利用再開
令和 3 年 4 月末～6 月	京都府による緊急事態宣言を受け、全ての喫煙場所を閉鎖
8 月末～9 月	京都府による緊急事態宣言を受け、全ての喫煙場所を閉鎖

2 路上における通行人量等の変化（別紙 10 参照）

令和 2 年 2 月及び令和 2 年 4 月に実施した定点調査結果を比較すると、通行人量は約 1/2、うち外国人の通行人量は 1/10 以下となっており、新型コロナウイルス感染症の第一波の影響が見受けられます。

令和 3 年 4 月及び 10 月に実施した定点調査結果では、通行人量がコロナ禍以前の数値に近づきつつあることが確認できますが、外国人の通行量は依然として低い状況です。

令和 2 年～3 年度の定点調査結果から、健康増進法改正前後及びコロナ禍における、通行人量・外国人の通行人量・喫煙者の割合を比較することが可能となりました。比較結果として、通行人量や外国人の増減は確認できたものの、コロナ禍、改正健康増進法の前後にかかわらず、路上喫煙者の割合は一定程度認められました。

3 路上喫煙対策の取組への影響

(1) 喫煙場所の一時閉鎖と解除（別紙 11 参照）

新型コロナウイルス感染症拡大第一波以降、京都府による緊急事態宣言を受けて、令和 2 年 3 月末～6 月、令和 3 年 4 月末～6 月、8 月末～9 月に喫煙場所の閉鎖を実施しております。

(2) 街頭啓発等の見直し

定期的を実施してきた街頭啓発については令和 2 年 3 月以降、実施を見送っています。

ただし、新型コロナウイルスの感染者数減少に伴い、観光旅行者等による通行人量が増加傾向にあるため、感染者数増減の動向に注視し、啓発方法の見直しを行いながら、街頭啓発の再開を検討しております。

また、令和 2 年度からは街頭啓発に代わって、拡声器付き公用車による音声啓発を開始しております。

(3) 過料処分について

令和 2 年度 4 月下旬～5 月末にかけ、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請に伴い、通行人量の減少に比例して、喫煙者数も減少し、過料処分件数も大幅に減少しました。

4 喫煙者への影響

喫煙が感染症の症状を悪化させる等の知見が報じられたこと等により、喫煙しにくい状況が生じたことなど、喫煙者の心理や行動に影響があったことが推測されます。

JR 西大路駅南側喫煙場所の移設について

1 移設経過

JR 西大路駅南側喫煙場所については、過料徴収区域外ではあるものの、駅前における路上喫煙及びポイ捨てが常態化しており、喫煙場所の設置について、地元による要望を受けたため、平成 26 年 10 月に設置を行いました。

しかし、喫煙場所の設置以降、路上喫煙及びポイ捨ての防止に一定の効果は得られたものの、本喫煙場所が JR 西大路駅南側の歩道及び西大路通高架下の歩道と近接するため、漏煙による受動喫煙被害に関する御意見を多数いただいております。

いただいた御意見を踏まえ、JR 西大路駅南側周辺のバリアフリー化工事と合わせて撤去し、通行人量が少ない場所への移設を行いました。

2 移設工事期間及び供用開始日

令和 3 年 12 月 8 日（水）～10 日（金）に移設工事を行い、10 日（金）から供用を開始しております。

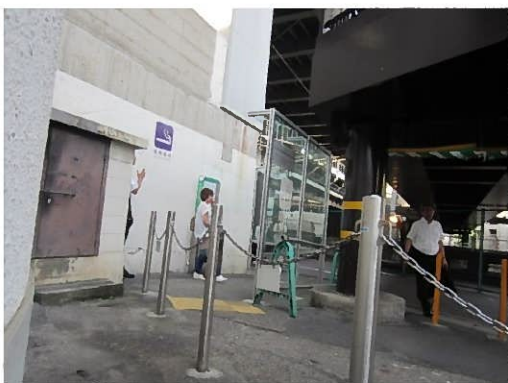
3 移設位置及び現状

○移設位置



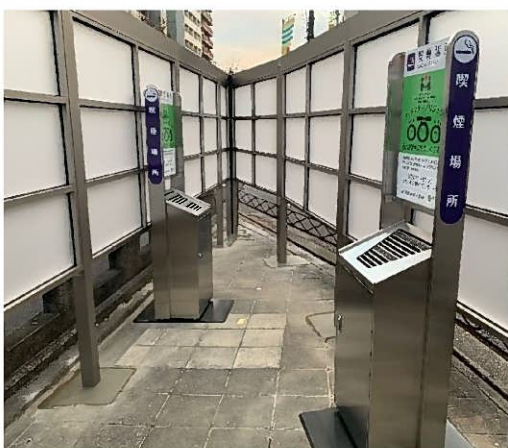
○移設状況

移設前



JR 西大路駅改札口（南側）から北へ向かう際の、歩行者の導線上に喫煙場所が隣接しているため、漏煙による受動喫煙に関する御意見を多数いただいた。

移設後



喫煙場所の移設先は、歩行者の導線上になく、車道によって喫煙場所利用者と歩行者の距離を保つことができる場所に設置を行った。